

### 3.(2)⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

#### 概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
    - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
    - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- 【通知改正】

#### 基準・算定要件等

- 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

|   | 母性健康管理措置による<br>短時間勤務 | 育児・介護休業法による<br>短時間勤務制度 | <u>「治療と仕事の両立ガイドライン」に<br/>沿って事業者が自主的に設ける<br/>短時間勤務制度</u> |
|---|----------------------|------------------------|---|
| 「常勤」(*)の取扱い：<br>週30時間以上の勤務で常勤扱い                           | ○                    | ○                      | ○ (新設)  |
| 「常勤換算」(*)の取扱い：<br>週30時間以上の勤務で常勤換算での<br>計算上も1（常勤）と扱うことを認める | ○                    | ○                      | ○ (新設)  |

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。